

## 「ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育」

### 労働安全衛生法 第六十条の二

事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

指針の公示について（平成元.5.22 基発第 247 号）**記の 2 (2)イ**

①当該業務に関連する技術革新の進展等に応じて一定期間ごとに実施する定期教育

この「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面 5年とし、指針に示したカリキュラム（以下「学科教育」という。）により実施すること。

## 「ボイラー取扱作業主任者能力向上教育」

### 労働安全衛生法 第十九条の二

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

指針の公示について（平成元.5.22 基発第 246 号）**記の 2 (2)ロ**

①事業場を取り巻く社会経済情勢の変化に対応して一定期間ごとに実施する定期教育

この「一定期間」については、最近の技術革新の進展等を勘案して当面 5年とすること。